

# 障害のある人もない人も

## ともに生きる社会の実現へ



### 障害者差別解消法が施行されます

近年、障害のある人の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進展し、日本でも、障害のある人となない人が一緒に活動する機会が増えてきました。しかし、障害への理解不足等から生じる差別によって、障害のある人の社会参加が妨げられている場合があります。今回の特集では、障害のある人に対する差別をなくすことを目的に施行される「障害者差別解消法」について紹介します。

◎問合せ 本所福祉課 ☎25・21111 内線130

#### 障害のある人をめぐる動き

昭和五十六年に宣言された「国際障害者年」をきっかけに、障害のある人がない人と同じように生活し、ともに活動できるような社会を目指す、ノーバイゼーションという理念が広く知られるようになりました。平成十八年には、国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、障害のある人の権利擁護に向けた取り組みが国際的に進展しています。

日本も、十九年に同条約に署名して以降、「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者総合支援法」「障害者虐待防止法」の制定など、国内法の整備を推進。障害のある人が社会の一員として尊厳を持って生きていけるような環境づくりを進めてきました。

#### 障害のある人にとっての社会的障壁

このような動きがある中、近年、障害のある人がない人と一緒に働いたり、

勉強したりする機会が増えてきました。その一方で、障害のある人が社会参加を望んでも、様々な障壁によって、それが妨げられている場合があることも事実です。

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、その妨げとなっているものを「社会的障壁」といいます。障害のある人が使いつらい施設・設備、障害が理由で制限される制度、障害のある人を意識していない慣習・文化、障害のある人への誤解や偏見などが挙げられます。

#### 障害者差別解消法とは

そのような社会的障壁をなくし、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら生きることのできる社会を実現するために作られた法律が、「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」です。「障害を理由とする差別」の禁止等が定められ、四月一日に施行され

ます。

#### 不当な差別的取扱いと合理的配慮

障害者差別解消法は、国や県、市区町村などの行政機関と民間事業者を対象に、障害のある人に対しての「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」の提供を求めています。「不当な差別的取扱い」とは、障害があるという理由だけで、サービスの提供を拒否したり、制限したりすることをいいます。例えば、盲導犬を連れていくことを理由に入店を断ったり、車椅子を利用して入店を断ったり、公共交通機関等の乗車を拒否したりすることです。正当な理由なく、このような差別的な取扱いをすることは禁止されます。

また、「合理的配慮」とは、障害のある人から配慮を求める意思の表明があった場合に、その人にとっての社会的障壁を取り除くことをいいます。例えば、視覚障害のある人に対して書類を読み上げて内容を伝えたり、知的障

害のある人に対して分かりやすい言葉や表現を用いて説明したりすることです。このような配慮を行政機関は必ず行わなければなりません。また、民間事業者は行うように努めなければなりません。障害のある人がない人と同じように日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害の特性に合わせて思いやりを持って対応することが大切です。

#### 障害のある人もない人もともに生きる社会へ

誰もが「差別をしてはいけない」と分かっていますが、障害への理解不足などが原因で、残念ながら差別と思われることが起きてしまっているのが現状です。障害の特性は様々で、社会的障壁も人によって違います。

障害のある人への差別を解消することは社会全体の責務です。一人ひとりが障害に対する理解を深め、相互に助け合いながら、障害のある人もない人も、ともに生き生きと生活できる社会を目指しましょう。

# 障害者差別解消法

## 障害を理由とする**差別**の禁止

### 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害があることを理由に、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしてはいけません。



◎障害があることを理由に、お店への入店を断ったり、施設の利用を制限したりしてはいけません



◎障害があることを理由に、契約に条件を付けたり、断ったりしてはいけません

### 合理的配慮の提供

障害のある人にとっての社会的障壁を取り除くために必要な、合理的配慮を行うことが求められます。



◎聴覚障害や視覚障害がある人に対しては、筆談や読み上げなど、障害の特性に沿ったコミュニケーション手段で対応しましょう

◎車椅子の人など身体の不自由な人が、バスなどの乗り物に乗るときは手助けをしましょう



◎知的障害のある人などに対しては、分かりやすい言葉や表現を使って説明しましょう

### この法律のポイント

対象	不当な差別的取扱い	合理的配慮
国や市などの行政機関	禁止されます	行わなければなりません
民間事業者（※）	禁止されます	行うよう努めなければなりません

※民間事業者には、個人事業者やNPO法人などの非営利事業者も含まれます。

もっと知りたい  
障害者差別解消法

### Q & A



**Q** 日常生活の中で、個人的に障害のある人と接する場合も、この法律の対象になるのですか。

**A** この法律は、行政機関や民間事業者を対象とし、一般の人が個人的な関係で障害のある人と接する場合や個人の思想・言論は対象としません。ただし、障害や障害のある人への理解を深めることは大切です。

**Q** 障害のある人にサービスを提供できない場合はどうしたらよいですか。

**A** やむを得ない理由があって、サービスを提供できない場合は、その具体的な理由を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。また、障害のある人も必要な配慮を相手に伝え、理解してもらうよう努めることが望まれます。

**Q** 障害者差別解消法や障害者福祉などに関して、どこに問い合わせればよいですか。

**A** 下記までお問い合わせください。  
 ▶本所福祉課障害福祉係  
 ☎25 - 2111内線130  
 FAX25 - 9500  
 ▶障害者相談支援センター（にこ♥ふる）  
 ☎25 - 2794  
 FAX25 - 2476